

(証券コード6080)

2021年12月6日

株主各位

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
M&Aキャピタルパートナーズ株式会社
代表取締役社長 中村 悟

第16回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。つきましては後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、後述のご案内に従って、2021年12月21日（火曜日）午後6時まで議決権を行使下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年12月22日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー6階
ステーションコンファレンス東京 605会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第16期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第16期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役5名選任の件
第2号議案 取締役の報酬限度額改定の件

4. 議決権行使についてのご案内

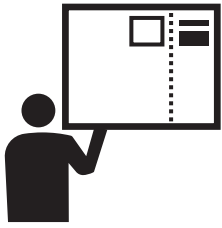
- (1) 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年12月21日（火曜日）午後6時までには到着するようご返送下さい。
- (2) インターネットによる議決権行使の場合
インターネットにより議決権を行使される場合には、4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2021年12月21日（火曜日）午後6時まで

行使して下さい。

(3) 書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

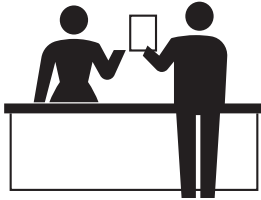
-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ma-cp.com/>) に掲載させていただきます。
 - ◎ 株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

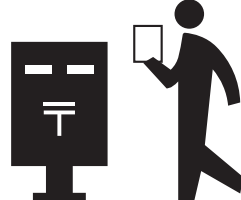


株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年12月22日（水曜日）
午前10時
（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年12月21日（火曜日）
午後6時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2021年12月21日（火曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
○○○○○○○ 御中
株主総会日 議決権の数 XX個
XXXXXXXXXX月XX日

議決権の数	XX株
1.	_____
2.	_____

ログイン用 QR コード
ログイン ID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
仮パスワード XXXX

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

- 第1号議案**
- 全員賛成の場合 >> (賛) に○印
 - 全員反対の場合 >> (否) に○印
 - 一部の候補者に反対の場合 >> (賛) に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。
- 第2号議案**
- 賛成の場合 >> (賛) に○印
 - 反対の場合 >> (否) に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

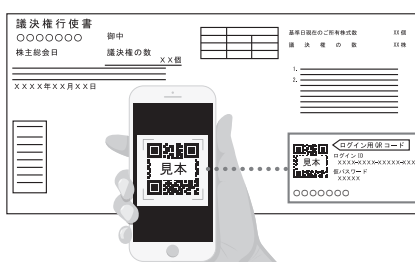
・書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

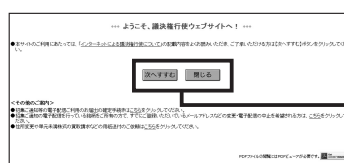
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

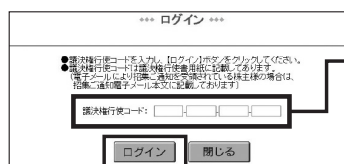
議決権行使ウェブサイト <https://www.tosyodai54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

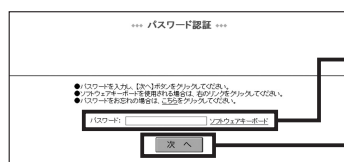
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

東京証券代行株式会社
電話：0120-88-0768 (フリーダイヤル)
受付時間 午前9時～午後9時

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役5名全員は任期満了となります。つきましては、改めて取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	なかむら さとる 中村 悟 (1973年3月30日生)	1995年4月 積水ハウス株式会社入社 2005年10月 当社設立、代表取締役社長就任（現任） 2016年10月 株式会社レコフ取締役就任 2016年10月 株式会社レコフデータ取締役就任（現任） 2021年10月 株式会社レコフ代表取締役社長就任（現任）	14,052,400
<p><取締役候補者の選任理由> 当社において、経営方針や経営戦略の決定をはじめとして当社の事業活動全般において重要な役割を果たしていることから、取締役候補者といたしました。</p>			
2	そがめ ようぞう 十亀 洋三 (1975年6月7日生)	2003年9月 株式会社平沢コミュニケーションズ入社 2005年6月 スタイル・テクノロジー株式会社代表取締役社長就任 2005年10月 当社取締役就任 2005年12月 グローバル・インテレクトチュアル・トラスト株式会社取締役就任 2007年10月 当社営業企画部長 2008年3月 当社取締役辞任 2008年9月 当社取締役就任 2016年6月 当社取締役兼企業情報第一部長 2018年10月 当社取締役兼営業企画部長（現任）	2,154,800
<p><取締役候補者の選任理由> 当社において、各業界への幅広い知見、買手企業との強いリレーションを持ちコンサルタントへの指導力を発揮しており、M&A仲介業務全般において重要な役割を果たしていることから、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	しもだ そう 下田 奏 (1988年2月16日生)	2011年4月 福島印刷株式会社入社 2015年4月 当社入社 2019年10月 当社経理課長 2020年12月 当社取締役兼企画管理部長就任(現任) 2020年12月 株式会社レコフ取締役就任(現任) 2020年12月 株式会社レコフデータ取締役就任(現任)	—
<p><取締役候補者の選任理由> 連結グループ全体の経理・財務報告における重要な役割を担っており、その任務を通じて当社の事業活動に関する豊富な見識を有していることから、取締役候補者といたしました。</p>			
4	にしざわ たみお 西澤 民夫 (1943年6月17日生)	1966年4月 中小企業金融公庫(現株式会社日本政策金融公庫)入庫 1985年4月 山一証券株式会社入社、同社より山一ユニベン株式会社へ出向 1987年11月 山一ユニベン・ロサンゼルス支店長 1990年11月 山一ファイナンス・アメリカ・インク社長 1992年6月 山一ファイナンス株式会社投資コンサルタント部部长 1998年2月 日本エスアンドティー株式会社設立 代表取締役社長就任(現任) 2000年3月 中小企業総合事業団(現独立行政法人中小企業基盤整備機構)新事業支援部統括プロジェクトマネージャー 2006年4月 株式会社高滝リンクス倶楽部代表取締役就任 2006年11月 当社取締役就任(現任) 2009年8月 ラオックス株式会社監査役就任 2014年2月 国立研究開発法人科学技術振興機構起業支援室推進プログラムオフィサー(現任) 2019年8月 株式会社アールエスシー代表取締役就任(現任) 2019年9月 株式会社ディー・エル・イー取締役就任	20,000
<p><社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要> 事業の立ち上げ及び育成に精通していることから、特にM&A仲介業務の拡大及び経営全般に関する意見具申等を期待し、社外取締役候補者といたしました。また、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって15年1ヶ月です。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	まつおか 松岡 (1954年10月10日生) のぼる 昇	1979年4月 大同コーポレーション入社 1989年6月 インスタパック・リミテッド・ジャパン (現シールドエアー・ジャパン株式会社)入社 1993年12月 同社日本支社長就任 2001年5月 同社代表取締役社長就任 2005年12月 オーウェンスコーニング・アジアパシフィック入社 事業統合本部長就任 2006年7月 オーウェンスコーニングジャパン株式会社代表取締役就任 2008年9月 ショットAG(現株式会社モリテックス)ライティング&イメージング事業部アジア担当バイスプレジデント就任 2010年6月 同社代表取締役社長就任 2013年3月 DHLサプライチェーン株式会社取締役副社長就任 2013年10月 同社代表取締役社長就任 2014年9月 同社取締役会長就任 2014年11月 ビアメカニクス株式会社取締役就任 2014年12月 同社代表取締役社長就任 2017年4月 同社取締役副会長就任 2017年9月 ストロパックジャパン株式会社代表取締役社長就任 2018年12月 当社取締役就任(現任) 2019年5月 株式会社レナウン取締役就任	—
<社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要> 複数の上場会社において代表取締役社長を歴任するなど豊富な経営経験があり、会社経営全般に対する意見具申等を期待し、社外取締役候補者といたしました。また、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年です。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 西澤民夫氏及び松岡昇氏は社外取締役候補者であります。
なお、当社は西澤民夫氏及び松岡昇氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定です。
3. 当社は、西澤民夫氏及び松岡昇氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額を上限としております。両氏の再任を承認頂いた場合は、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しています。当該保険契約では、被保険者である取締役等がその職務の執行責任を負うこと、又は当該責任追及に係る損害賠償請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の支払免責事由が設定されています。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該契約の次回更新時には同内容での更新を予定しています。

第2号議案 取締役の報酬限度額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2018年12月21日開催の定時株主総会の決議をもって、年額1,000百万円以内に改定し今日に至っておりますが、当社の業容拡大及び経済情勢の変化等諸般の事情を考慮し、より一層の経営体制の強化を図るため、取締役の報酬額を、社外取締役を含めて年額2,000百万円以内に改定いたしたいと存じます。

本改定は、当社の業績の伸展、経営環境の変化に伴う取締役の責務の増大、及び今後の動向等を総合的に勘案しており、相当であるものと判断しております。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

取締役の員数は、第1号議案が原案どおり承認可決されますと5名（うち社外取締役2名）となります。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2020年10月1日から
2021年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

(経済概況)

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により依然として厳しい状況ではあるものの、企業収益の改善や設備投資等の増加も見られ、全体的な業況感としては改善傾向が見られました。ワクチンの接種率が上昇する等、今後の社会経済活動の段階的な回復と企業の投資活動のさらなる活性化が期待されております。

(業界動向)

当社のグループ会社である(株)レコフデータが集計し公表している統計データによると、国内企業が関係し公表されたM&A件数は、2020年(1-12月)時点で3,730件(前年同期比8.8%減)と、新型コロナウイルスが影響し1-12月期で9年ぶりの減少となりました。一方、2021年(1-9月)につきましては3,153件(前年同期比17.0%増)と過去最多を記録した2019年の同期を超える水準まで復調しております。

中堅・中小企業の国内M&Aマーケットは社会課題である後継者不在の解決策として注目されておりましたが、本邦においても多くの企業経営者にとってM&Aは成長戦略の重要な選択肢として広く認知されつつあり、シナジーあるM&Aを意図して引き続き需要が拡大していくものと考えております。

また、大手金融機関、地方銀行、異業種からの新規参入といった競合が増加しておりますが、M&A専門企業として蓄積してきた国内M&Aマーケットにおける高い専門性や実績に基づくノウハウを生かし、クライアント事業のさらなる発展に寄与する良質なM&A案件を創出してまいります。

(当社グループの状況)

当社グループの経営成績は、テレワーク等による本社への出社抑制やWEB会議等の活用など新型コロナウイルスの感染拡大防止に努めながら案件を進捗させ、売上高は前年同期比で3,289,857千円(27.7%)の増加となる15,161,059千円となりました。

これは、前年同期比で成約件数が増加したこと、特に大型案件の成約件数が24件から36件に増加したことが大きな要因となっております。

売上原価は、売上高の増加により、インセンティブ賞与及び外注費が増加した

ことを主な要因として、前年同期比1,487,770千円（38.1％）の増加となる5,390,835千円となりました。

販売費及び一般管理費は、役員報酬の減少に対し、本社増床や地方サテライトオフィスに係る地代家賃の増加、売上高の増加に起因する租税公課の増加、採用費、広告宣伝費、支払手数料、賞与、給料手当の増加が主な要因となり、前年同期比281,620千円（9.7％）の増加となる3,198,212千円となりました。

その結果、営業利益は前年同期比1,520,466千円（30.1％）の増加となる6,572,011千円、経常利益は前年同期比1,537,217千円（30.4％）の増加となる6,588,025千円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期比904,400千円（26.5％）の増加となる4,311,810千円となりました。

当社グループの成約案件状況、並びに当社及び㈱レコフの成約案件状況の内訳は次のとおりとなります。

成約件数（連結）

分類の名称			前連結会計年度 (自2019年10月1日 至2020年9月30日)	当連結会計年度 (自2020年10月1日 至2021年9月30日)	前年 同期比
グループ 全体	M&A成約件数	(件)	139	172	+33
	手数料金額別	うち1件当たりの手数料総額が1億円以上の件数	24	36	+12
		うち1件当たりの手数料総額が1億円未満の件数	115	136	+21

成約件数（単体・参考）

分類の名称			前事業年度 (自2019年10月1日 至2020年9月30日)	当事業年度 (自2020年10月1日 至2021年9月30日)	前年 同期比	
M&Aキ ャピタル パートナ ーズ(株)	M&A成約件数	(件)	118	155	+37	
	手数料金額別	うち1件当たりの手数料総額が1億円以上の件数	(件)	21	34	+13
		うち1件当たりの手数料総額が1億円未満の件数	(件)	97	121	+24

分類の名称			前事業年度 (自2019年10月1日 至2020年9月30日)	当事業年度 (自2020年10月1日 至2021年9月30日)	前年 同期比	
(株)レコフ	M&A成約件数	(件)	21	17	△4	
	手数料金額別	うち1件当たりの手数料総額が1億円以上の件数	(件)	3	2	△1
		うち1件当たりの手数料総額が1億円未満の件数	(件)	18	15	△3

なお、当社グループにおける報告セグメントはM&A関連サービス事業の単一セグメントであるため、セグメントに係る記載は省略しております。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

①重要な設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資においては、主にITインフラ強化のため、ノートパソコンやWEBシステムの更改等を含む投資を行い、総額42,642千円の設備投資を実施いたしました。

なお、これらの所用資金は、主に自己資金で賄っております。

②重要な資金調達の状況

該当事項はありません。

(3) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第13期 (2018年9月期)	第14期 (2019年9月期)	第15期 (2020年9月期)	第16期 (当連結会計年度) (2021年9月期)
売 上 高 (千円)	8,018,443	12,592,278	11,871,202	15,161,059
経 常 利 益 (千円)	3,160,042	5,855,801	5,050,808	6,588,025
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	2,092,201	3,925,209	3,407,409	4,311,810
1株当たり当期純利益 (円)	67.30	125.77	109.18	136.65
総 資 産 (千円)	15,161,078	21,131,448	24,060,442	30,796,638
純 資 産 (千円)	13,174,727	17,205,415	20,632,048	25,841,908

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第13期 (2018年9月期)	第14期 (2019年9月期)	第15期 (2020年9月期)	第16期 (当事業年度) (2021年9月期)
売 上 高 (千円)	6,460,303	10,918,877	10,191,593	13,833,234
経 常 利 益 (千円)	3,176,335	5,831,071	4,957,150	6,889,437
当 期 純 利 益 (千円)	2,164,673	3,962,984	3,351,364	4,661,870
1株当たり当期純利益 (円)	69.63	126.98	107.38	147.74
総 資 産 (千円)	14,536,562	20,514,704	23,344,556	30,510,107
純 資 産 (千円)	13,042,497	17,110,960	20,482,324	26,042,125

(4) 対処すべき課題

①優秀な人材の確保・教育と組織体制の強化

当社グループは、事業の性質上優秀な人材の案件開発力及び案件遂行能力が収益を大きく左右することを認識しております。

このため、競合他社との優秀なM&A人材の獲得競争の激化、コアメンバーの想定外の大量退職や安定した採用と教育の遅れといった要因によって、安定的な業績確保の大きな障害となる可能性があることを認識しております。

これに対して、優秀な人材を惹きつける業績評価型のインセンティブ制度や人事考課の導入や、独自の教育研修体制の整備によりコンサルタントの早期戦力化とスキルアップに取り組んでおります。

また、顧客ニーズや社内ナレッジを活用しやすいデータベース化することにより、コンサルティング業務の品質を高め効率性を上げる社内インフラを構築することで、高品質なサービス提供と、従業員が働きやすい環境の双方に寄与する体制の整備を引き続き強化しております。

今後とも、当社グループの中期経営計画基本方針とその人員計画に沿って、採用活動の継続強化と優秀な人材を惹きつけ高い定着率を実現する組織体制の整備・向上に取り組んでまいります。

②事業承継マーケットシェアの拡大と新規参入の増加

近年、社会的な課題として注目される事業承継問題を背景に、中堅・中小企業のM&A市場には潜在的なニーズが豊富にあることが見込まれ、中小企業庁等の政府機関の後押しもあり一層の拡大が予想されます。こうしたマーケットの大きさから、異業種からの新規参入や大手金融機関の参入なども増加してまいりました。

競合の増加が見込まれる中、中堅・中小企業のM&Aアドバイザーサービスにおいて培ってきた、豊富な成約実績に基づく経験や社内に蓄積されたナレッジが当社の重要な強みとなります。

これまでに蓄積された豊富な事例や知見を背景に、コンサルタントの教育や、社内ナレッジの共有を推進し、提供するサービスレベルの更なる向上に努め、他社との差別化とマーケットシェアの拡大に取り組んでまいります。

③株レコフの収益体制

株レコフでは、1987年の創業以来、長い業歴のなかで様々なニーズに応えるため、中小企業のM&Aから大手企業を中心とした高度なアドバイザー機能を必要とするM&Aまで、幅広いサービスを展開しております。その反面、大型案件の成否によって収益にも大きな変動が生じやすい収益構造となっております。

収益の安定化とさらなる業績の拡大のため、事業承継マーケットでのシェア拡

大を目指して専任の事業承継チームを発足させており、これについては成果が表れてまいりました。また、翌連結会計年度となる2022年10月より、新たな営業活動KPI管理制度を導入し、積極的な営業活動を全社的に行うことで案件数の増加に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2021年9月30日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社4社の計5社で構成されております。当社グループはM&A関連サービス（仲介、アドバイザー、オンラインマッチング、データベース提供及びメディア運営など）を主たる事業としており、国内のM&A案件を中心としつつ、上場企業のTOBやカーブアウト案件からクロスボーダーM&Aまで、幅広くM&Aを支援するサービスを展開しております。

日本における中堅・中小企業の後継者不在が社会課題として広く認知される中、M&A関連サービスを通じた事業承継、シナジーの創出、更なる成長・発展の支援は、社会的責任を伴う重要な使命と認識しております。

M&Aを通じてクライアントの成長・発展に尽くすため、当社グループ各社は、次のようなサービスを展開しております。

なお、当社グループの事業は、M&A関連サービス事業という単一の事業セグメントであります。

①当社（M&A仲介業務）

主に中堅・中小企業をメインターゲットとして、事業承継ニーズ、または自社の企業価値の向上を目的とした譲渡ニーズに対してM&Aの仲介サービスを提供しております。特に、このマーケットは中小企業のM&Aが一般化されるのに伴って、M&Aを経営戦略のひとつと考える企業オーナーも増加しており、引き続き、着手金無料で経営者が安心して相談できるビジネスモデル等を生かし、業容拡大を進めてまいります。

②(株)レコフ（M&A仲介及びアドバイザー業務）

創業30年以上の業歴のなかで培われたノウハウに基づき、中小企業の案件から業界大手同士の経営統合、上場企業の組織再編からTOB（株式公開買付）、MBO（経営陣による株式譲受）といった高度な支援を要するアドバイザー業務まで、幅広く展開しております。近年では、ASEAN地域を中心としたクロスボーダー案件も手掛け、幅広いM&Aサービスを提供しております。

③(株)レコフデータ（M&Aデータベース提供及びメディア運営その他の業務）

1985年以降のM&A事例をデータベース化しており、M&Aの機会を日常的に検討している事業会社から、同業となる金融機関、M&Aブティック会社、あるいは官公庁から教育機関まで幅広いユーザーにデータを提供するとともに、自社で運営するM&A情報専門誌『MARR（マール）』を通じて、最新のM&Aに関するニュース情報を発信し市場の活性化を使命として運営を行っております。また、M&Aに携わる人材を養成するため、セミナーや教育研修プログラムを展開する「M&Aフォーラム」事業を通じ、人材育成サービスにも取り組んでおりま

す。

また、2020年10月1日より、オンラインM&Aマッチングプラットフォーム事業として「MARR MATCHING（マールマッチング）」の提供を開始いたしました。

(6) 主要な営業所及び従業員の状況（2021年9月30日現在）

①主要な営業所

イ. 当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

ロ. 子会社

名 称	所 在 地
(株)レコフ	東京都千代田区麴町四丁目1番地1
(株)レコフデータ	東京都千代田区麴町四丁目1番地1

②従業員の状況

イ. 企業集団の従業員の状況

部 門	従 業 員 数	前期末比増減
M&Aコンサルタント部門	168名	+17名
管理部門及び非コンサルタント部門	54名	+6名
合計	222名	+23名

(注) 1. 従業員数は正社員の就業人員です。

2. 当社グループは、単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。

ロ. 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
150名	+28名	32.2歳	3.16年

(7) 重要な子会社の状況

重要な子会社の状況

名称	資本金 (千円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業 の内容
(株)レコフ	100,000	100	M&A関連事業
(株)レコフデータ	70,000	100	M&A関連事業

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(8) 主要な借入先及び借入額 (2021年9月30日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2021年9月30日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 95,520,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 31,717,000株 |
| (3) 株主数 | 14,642名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
中村 悟	14,052,400	44.31
十亀 洋三	2,154,800	6.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,690,100	5.33
土屋 淳	812,000	2.56
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	759,000	2.39
BBH FOR FINANCIAL INV TRUST GRANDEUR PEAK INTERNATIONAL STALWARTS FD	597,200	1.88
THE BANK OF NEWYORK MELLON 140042	578,944	1.83
BBH FOR UMB BANK, NATIONAL ASSOCIATION-OBERWEIS INT OPP INSTITUTION FD	562,700	1.77
野村信託銀行株式会社 (信託口)	415,000	1.31
株式会社日本カストディ銀行 (信託口 9)	410,300	1.29

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項（2021年9月30日現在）

該当事項はありません。

(2) 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2018年11月15日開催の取締役会決議に基づく業績達成条件付きの新株予約権

名称	第12回新株予約権	
取締役会発行決議日	2018年11月15日	
新株予約権の数	1,118個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式223,600株 (新株予約権1個につき200株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権1個あたり74,000円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個あたり447,000円 (1株あたり2,235円)	
新株予約権の行使期間	自 2020年1月1日 至 2054年12月14日	
新株予約権の行使条件	(注)	
付与対象者	当社取締役	新株予約権の数 224個 目的となる株式数 44,800株 該当者数 2名
	当社従業員	新株予約権の数 894個 目的となる株式数 178,800株 該当者数 33名

(注) 第12回新株予約権の行使の主な条件は下記のとおりであります。

イ. 新株予約権者は、2019年9月期及び2020年9月期の2事業年度における当社の営業利益が、次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を合計した行使可能割合を限度として本新株予約権を行使できる。

①2019年9月期の営業利益が3,800百万円以上の場合：行使可能割合 3分の1

②2020年9月期の営業利益が4,560百万円以上の場合：行使可能割合 3分の1

③2019年9月期と2020年9月期の営業利益の累計額が8,360百万円以上の場合：行使可能割合 3分の1

なお、上記の営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される監査済みの損益計算書におけるM&A仲介事業のセグメント営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、各新株予約権者の保有する本新株予約権のうち、行使可能割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使できるものとする。ただし、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上

されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正営業利益をもって判定するものとする。

- ロ. 新株予約権者は、満55歳の誕生日において、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に規定する関係会社をいう。）の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ハ. 新株予約権者が、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に規定する関係会社をいう。）の取締役、監査役または従業員でありながら亡くなった場合、相続人は本新株予約権を相続することができるものとする。ただし、上記イの条件を満たさなければ行使することはできない。
- ニ. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ホ. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ヘ. その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2020年11月13日開催の取締役会決議に基づく業績達成条件付きの新株予約権

名称	第13回新株予約権	
取締役会発行決議日	2020年11月13日	
新株予約権の数	826個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式82,600株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権1個あたり142,000円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個あたり605,000円 (1株あたり6,050円)	
新株予約権の行使期間	自 2022年1月1日 至 2056年12月15日	
新株予約権の行使条件	(注)	
付与対象者	当社取締役	新株予約権の数 95個 目的となる株式数 9,500株 該当者数 2名
	当社従業員	新株予約権の数 731個 目的となる株式数 73,100株 該当者数 125名

(注) 第13回新株予約権の行使の主な条件は下記のとおりであります。

イ. 新株予約権者は、2021年9月期及び2022年9月期の2事業年度における当社の営業利益が、次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を合計した行使可能割合を限度として本新株予約権を行使できる。

①2021年9月期の営業利益が6,000百万円以上の場合：行使可能割合 3分の1

②2022年9月期の営業利益が7,200百万円以上の場合：行使可能割合 3分の1

③2021年9月期と2022年9月期の営業利益の累計額が13,200百万円以上の場合：行使可能割合 3分の1

なお、上記の営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される監査済みの損益計算書におけるM&A仲介事業のセグメント営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、各新株予約権者の保有する本新株予約権のうち、行使可能割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数

につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使できるものとする。ただし、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正営業利益をもって判定するものとする。

- ロ. 新株予約権者は、満55歳の誕生日において、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に規定する関係会社をいう。）の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ハ. 新株予約権者が、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に規定する関係会社をいう。）の取締役、監査役または従業員でありながら亡くなった場合、相続人は本新株予約権を相続することができるものとする。ただし、上記イの条件を満たさなければ行使することはできない。
- ニ. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ホ. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ヘ. その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2020年11月13日開催の取締役会決議に基づく業績達成条件付きの新株予約権

名称	第14回新株予約権		
取締役会発行決議日	2020年11月13日		
新株予約権の数	44個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式4,400株 (新株予約権1個につき100株)		
新株予約権の払込金額	新株予約権1個あたり133,000円		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個あたり605,000円 (1株あたり6,050円)		
新株予約権の行使期間	自 2021年1月1日 至 2056年12月15日		
新株予約権の行使条件	(注)		
付与対象者	当社子会社 従業員	新株予約権の数	44個
		目的となる株式数	4,400株
		該当者数	2名

(注) 第14回新株予約権の行使の主な条件は下記のとおりであります。

イ. 新株予約権者は、2021年9月期及び2022年9月期の2事業年度における当社子会社である株式会社レコフの営業利益が、次の各号に掲げる条件（以下、「行使条件」という。）を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を合計した行使可能割合を限度として本新株予約権を行使できる。

①2021年9月期の営業利益が360百万円以上の場合：行使可能割合 3分の1

②2022年9月期の営業利益が432百万円以上の場合：行使可能割合 3分の1

③2021年9月期と2022年9月期の営業利益の累計額が792百万円以上の場合：行使可能割合 3分の1

なお、上記の営業利益の判定においては、当社子会社である株式会社レコフの監査済みの損益計算書における連結営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合、もしくは直近4事業年度の事業活動と比較したときに本社移転等の止むを得ない臨時的な支出があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、各新株予約権者の保有する本

- 新株予約権のうち、行使可能割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使できるものとする。
- ロ. 新株予約権者は、満55歳の誕生日において当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に規定する関係会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ハ. 上記ロに関わらず、当社と新株予約権者の所属する当社関係会社における資本関係が解消された場合、当該解消された日の前日において上記イに定める行使条件を満たしていることを条件として、当該解消された日（当該日の時点で行使期間が到来していない場合には、行使期間の初日）から当該解消された日の6ヶ月後の応当日までに限り、本新株予約権を行使することができる。
 - ニ. 新株予約権者が当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員でありながら亡くなった場合、相続人は本新株予約権を相続することができるものとする。ただし、上記イの条件を満たさなければ行使することはできない。
 - ホ. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ヘ. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - ト. その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年9月30日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中 村 悟	株式会社レコフ取締役 株式会社レコフデータ取締役
取 締 役	十 亀 洋 三	営業企画部長
取 締 役	下 田 奏	企画管理部長 株式会社レコフ取締役 株式会社レコフデータ取締役
取 締 役	稲 田 洋 一	株式会社レコフ代表取締役社長
取 締 役	西 澤 民 夫	日本エスアンドティー株式会社代表取締役社長 国立研究開発法人科学技術振興機構起業支援室推進プログラ ムオフィサー 株式会社アールエスシー代表取締役
取 締 役	松 岡 昇	
監 査 役	出 川 敬 司	株式会社レコフ監査役 株式会社レコフデータ監査役
監 査 役	藤 本 幸 弘	シティユーワ法律事務所パートナー 株式会社農業総合研究所監査役 日本再生可能エネルギーインフラ投資法人監督役員
監 査 役	中 森 真 紀 子	中森公認会計士事務所所長 株式会社LIFULL監査役 株式会社チームスピリット監査役 伊藤忠商事株式会社取締役

- (注) 1. 取締役西澤民夫氏及び松岡昇氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役出川敬司氏、藤本幸弘氏及び中森真紀子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 当事業年度中の会社役員の変動につきましては次のとおりであります。

氏名	辞任日	辞任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
稲田 洋一	2021年9月30日	取締役 株式会社レコフ代表取締役社長

4. 常勤監査役出川敬司氏は、事業会社における豊富な監査経験を有しており、特に内部統制全般に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 監査役藤本幸弘氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6. 監査役中森真紀子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 7. 取締役西澤民夫氏及び松岡昇氏並びに監査役出川敬司氏、藤本幸弘氏及び中森真紀子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該保険契約の内容の概要は、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしています。

ただし、法令違反の行為であることを認識して行った場合は補填されないなど一定の免責事由があります。

なお、当社取締役及び監査役である被保険者につきましては、保険料総額の1割程度を自己負担しております。それ以外の被保険者につきましては、保険料を全額当社が負担しております。

当該保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び執行役員を除く取締役会決議にて選任された会社法上の重要な使用人である従業員等の、主要な業務執行者です。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は、次のとおりです。

ア. 報酬制度の基本方針

取締役のうち、取締役（非常勤を除く）の報酬制度については、固定報酬（金銭）に加えて、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を目的として、経営方針に合致した業務執行を促し、当社の業績向上及び中期的な経営目標達成への強いインセンティブとなる業績連動報酬（金銭）とします。社外取締役の報酬制度については、その監督・監視機能を有効に機能させることを目的として、固定報酬（金銭）のみとします。

取締役の報酬の水準については、取締役の当社への貢献度を考慮し、かつ人材確保の観点から競争力のある報酬水準を勘案して決定します。

イ. 固定報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の固定報酬は、取締役の役位及び業績への貢献度等を勘案して決定する金銭報酬とします。

ウ. 業績連動報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬（賞与）の支給対象は、取締役（非常勤を除く）とします。

取締役の個人別の業績連動報酬の支給額は、当社の業績向上及び中期的な経営目標達成への強いインセンティブとするため、当社の半期における経常利益の額を基礎として、当該半期における当該取締役の当社の収益獲得への貢献度合、中期的な経営目標を実現するための施策の実行及び成果などを考慮して決定するものとします。

基礎とした経常利益の額は、2021年3月末時点累計の経常利益は3,438,783千円、2021年9月末時点累計の経常利益は6,889,437千円となりました。

エ. 固定報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

優秀な人材を確保し、当社業績への貢献に対する強いインセンティブとなるよう、取締役の当社業績への貢献度等に応じて業績連動報酬のウェイトを高める構成とします。

オ. 報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針

固定報酬は、在任期間中、毎月定期的に支給する。業績連動報酬は、半期に一度、当社取締役会にて取締役（非常勤を除く）が受ける業績連動報酬総額の算定方法について決議することを条件に、当該半期の会社業績や個人評価等の確定後に支給します。

カ. 取締役の個人別の報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の固定報酬の額並びに業績連動報酬の支給の有無及び取締役の個人別の支給額の決定については、株主総会決議による報酬等の総額の範囲内において、取締役会の決議により報酬委員会に一任するものとします。

報酬委員会の構成員は、取締役会決議により報酬の審議・決定を担当するため報酬委員会の委員として指名された取締役とし、代表取締役社長及び1名以上の社外取締役を含む取締役3名以上で構成するものとします。

当該権限が報酬委員会において適切に行使されるように、報酬等の検討に当たり、社外取締役を含む委員に加えて当社の常勤監査役が出席し、審議の透明化を図りつつ、社外取締役の適切な関与・助言を得ることのできる体制とします。

これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬等が決定されていることから、取締役会は、その内容が上記決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

報酬額決定時の報酬委員会の構成員は下記の通りです。

2021年3月31日開催 報酬委員会構成員

構成員の氏名	役割	地位及び担当
中村 悟	委員長	代表取締役社長
下田 奏	委員	取締役兼企画管理部長
稲田 洋一	委員	取締役
西澤 民夫	委員	取締役
松岡 昇	委員	取締役
出川 敬司	委員	監査役

2021年9月30日開催 報酬委員会構成員

構成員の氏名	役割	地位及び担当
中村 悟	委員長	代表取締役社長
十亀 洋三	委員	取締役兼営業企画部長
下田 奏	委員	取締役兼企画管理部長
稲田 洋一	委員	取締役
西澤 民夫	委員	取締役
松岡 昇	委員	取締役
出川 敬司	委員	監査役

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬額は、2018年12月21日開催の第13回定時株主総会決議において年額1,000百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち社外取締役は2名）です。

当社監査役の報酬額は、2017年12月22日開催の第12回定時株主総会決議において年額20百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

③取締役または監査役ごとの報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	274,459千円 (6,000千円)	33,840千円 (6,000千円)	240,619千円 (一千元)	7名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	13,800千円 (13,800千円)	13,800千円 (13,800千円)	—	3名 (3名)
合計 (うち社外役員分)	288,259千円 (19,800千円)	47,640千円 (19,800千円)	240,619千円 (一千元)	10名 (5名)

- (注) 1. 取締役会は、報酬委員会に対し各取締役個人別の報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、社外取締役及び監査役の適切な関与・助言を取り入れ、審議の透明化を図るためです。
2. 上記には2020年12月18日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び期中に辞任した取締役1名を含んでおります。
3. 上記のほか社外役員が当社の子会社等から受けた役員としての報酬額は2,400千円です。
4. 当事業年度末現在の人員は、取締役5名（うち社外取締役2名）、監査役3名（うち社外監査役3名）であります。

(4) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職の状況等

区 分	氏 名	他の法人等との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
取 締 役	西 澤 民 夫	日本エスアンドティー株式会社代表取締役社長 国立研究開発法人科学技術振興機構起業支援室推進プログラムオフィサー 株式会社アールエスシー代表取締役
取 締 役	松 岡 昇	
監 査 役	出 川 敬 司	株式会社レコフ監査役 株式会社レコフデータ監査役
監 査 役	藤 本 幸 弘	シティユーワ法律事務所パートナー 株式会社農業総合研究所監査役 日本再生可能エネルギーインフラ投資法人監督役員
監 査 役	中 森 真 紀 子	中森公認会計士事務所所長 株式会社LIFULL監査役 株式会社チームスピリット監査役 伊藤忠商事株式会社取締役

- (注) 1. (株)レコフ及び(株)レコフデータは当社の子会社であり、当社と特定関係事業者という関係にあります。
2. 上記以外の記載各法人等と当社との間には特別な関係はありません。

②各社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	西 澤 民 夫	当事業年度開催の取締役会19回の全てに出席いたしました。経験や実績に基づく見地からの意見や疑問点を明らかにするために適宜質問や意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取 締 役	松 岡 昇	当事業年度開催の取締役会19回の全てに出席いたしました。経験や実績に基づく見地からの意見や疑問点を明らかにするために適宜質問や意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監 査 役	出 川 敬 司	当事業年度開催の取締役会19回の全てに、監査役会13回の全てに出席いたしました。社内の重要な会議体などにも積極的に参加し、中小企業診断士としての見識と、事業会社における豊富な監査経験から、事業活動全般に関し意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行いました。
監 査 役	藤 本 幸 弘	当事業年度開催の取締役会19回の全てに、監査役会13回の全てに出席いたしました。弁護士として、主に会社のコンプライアンスの観点から、法務面に関する専門的な見識に基づき助言を行いました。
監 査 役	中 森 真 紀 子	当事業年度開催の取締役会19回中18回に、監査役会13回の全てに出席いたしました。公認会計士として、主に会社の会計全般について、培ってきた専門的な見識に基づき助言を行いました。

③社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区 分	氏 名	期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	西 澤 民 夫	取締役会において積極的にご発言いただくとともに、報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の指名・報酬に関する監督機能を主導しております。
取 締 役	松 岡 昇	取締役会において積極的にご発言いただくとともに、報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の指名・報酬に関する監督機能を主導しております。

④責任限定契約に関する事項

当社は、2007年2月16日開催の臨時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役の全員及び社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

イ．社外取締役の責任限定契約

社外取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

ロ．社外監査役の責任限定契約

社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額	22,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	22,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度にかかる報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①コンプライアンス全体を統括する組織として「コンプライアンス委員会」を設置し、「コンプライアンス規程」に基づき取締役及び従業員が、それぞれの立場でコンプライアンスの理解、維持、問題点の把握に努め業務の運営にあたる。
- ②コンプライアンス委員会は、内部監査人との連携を保ち、コンプライアンスの実施状況を管理・監督するとともに定期的な社内指導も行い、これらの活動が取締役会及び監査役会に報告される体制を構築する。
- ③取締役及び従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「業務分掌規程」に基づいて決裁した稟議書、申請書の文書等、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体で適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存する。

また、取締役の職務の執行にかかる情報の作成・保存・管理状況について監査役の監査を受ける。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社グループ全体の経営に影響を及ぼす不測の事態が発生した場合に備え、予め必要な対策、方針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限にとどめるために必要な対応を行う。
- ②リスクマネジメントの確立に向けて「リスク管理規程」を策定し、リスク管理責任者を選任し、リスク発生時に迅速・的確に対応の出来る体制を構築する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は、経営理念と変動する社会・経済状況を基にした総合予算及び中期経営計画を策定し、各業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び予算の設定を行う。また、経営目標の計画実行の進捗に対して、月次・四半期の業績管理及び改善管理を行う。

②取締役会の決定に基づく業務執行については「業務分掌規程」「職務権限規程」「稟議規程」等に責任者及びその責任・権限ならびに執行手続きを定める。

③経営数値の分析や業務遂行の進捗を把握し、または経営方針の実行の迅速化を図るため情報システムを活用することにより、全社的な業務の効率化を実現する。

(5) **監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項**

監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、既存組織と独立した適切な体制を整備する。

(6) **前号の従業員の取締役からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役がその職務を補助すべき従業員を置く場合、当該従業員は業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査役の指揮命令に従うものとし、当該従業員の人事考課、異動等については監査役の同意を受けた上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

(7) **取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

監査役は、月1回の定時取締役会及び必要に応じ随時開催される臨時取締役会、その他の重要な意思決定会議に出席し、取締役及び従業員から重要事項の報告を受けるものとする。

(8) **前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、監査役に報告をした取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

(9) **監査役職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役職務の執行について生じる費用等の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行うものとする。

(10) **その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、内部監査人との連携を保ち、適宜、情報交換をしながら、監査の実効性を確保する。また、監査役は、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、

適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

(11) 反社会的勢力を排除するための体制

当社は、「反社会的勢力等対策規程」等において反社会的勢力等に対する基本方針を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等とは一切の関係を持たず、不当な要求等を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応し、いかなる場合においても反社会的勢力等に対し、金銭その他の経済的利益を提供せず、取引も行わない。

(12) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社及び関係会社に対し、業務の円滑化と管理の適正性を図ることを目的に関係会社管理規程を定め、関係会社の事業内容、規模等を勘案の上、適切な組織体制が構築されるよう必要に応じて役員や適任者の派遣をし、また各社においてそれぞれ組織規模に沿った社内規程を整備する。なお、運用の実効性を確保するために、必要に応じて当社が内部監査を実施するものとする。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 内部統制システム全般

当社グループの内部統制システムの整備・運用状況の確認は内部監査人が務めており、年度ごとに取締役会において見直し決定される「財務報告にかかる内部統制構築の基本計画及び方針」に基づいてモニタリングを行い、内部統制の有効性を確保しております。

(2) コンプライアンス

法令違反・不正行為等の早期発見及びこれらを未然に防止することを目的としてコンプライアンス委員会を設置しており、当事業年度においては3回開催しております。委員会ではコンプライアンスに関する課題の把握と、その対応策の立案・実施しており、また、役職員への教育・啓蒙を目的として年間計画を策定しコンプライアンスにかかわる研修を実施するなどしております。

(3) リスク管理

リスクマネジメントの確立に向けて「リスク管理規程」を策定し、コンプライアンス委員会においてリスク管理責任者を選任し、リスク発生時の迅速・的確に対応できる体制を構築すべく取り組んでおります。

(4) 取締役

当社グループの取締役が法令及び定款に則って職務を遂行するよう社外取締役を選任し、取締役会を通じて活発な発言・意見交換が行われるよう努めております。なお、当事業年度において当社では19回の取締役会を開催しております。

(5) 監査役

当社グループの監査役は全員が社外監査役であり、取締役会への出席や常勤監査役による経営会議の参加、その他稟議書の検閲などによって日常的なモニタリングを行い監査機能を強化しております。

また、常勤監査役を中心として会計監査人や内部監査人と四半期ごとに意見交換会を実施するなどし、より効率的な監査が実施できるよう努めております。なお、当事業年度において当社では13回の監査役会を開催しております。

(6) 内部監査

内部監査人が作成した内部監査計画書に基づき、当社およびグループ会社の内部監査を実施いたしました。

8. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

当社グループは、現時点で当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては特に定めておりません。

当社グループは、業務の更なる改善を図ることにより、企業価値の一層の向上を目指しております。一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の社会的な動向も見極めつつ、慎重に検討を進めてまいります。

連 結 貸 借 対 照 表

(2021年 9 月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	27,720,504	流動負債	4,690,227
現金及び預金	27,261,477	前受金	837,590
売掛金	192,870	賞与引当金	26,458
その他	266,157	未払金	1,638,070
固定資産	3,076,133	未払法人税等	1,621,250
有形固定資産	230,726	未払消費税等	440,612
建物附属設備	163,104	その他	126,246
その他	67,621	固定負債	264,502
無形固定資産	1,183,604	退職給付に係る負債	140,022
商標権	165,265	その他	124,480
のれん	967,300	負債合計	4,954,730
その他	51,037	純資産の部	
投資その他の資産	1,661,802	株主資本	25,530,109
敷金及び保証金	1,091,133	資本金	2,884,626
繰延税金資産	545,555	資本剰余金	2,874,376
貸倒引当金	△7,000	利益剰余金	19,771,460
その他	32,113	自己株式	△353
		その他の包括利益累計額	△656
		為替換算調整勘定	△656
		新株予約権	312,455
		純資産合計	25,841,908
資産合計	30,796,638	負債純資産合計	30,796,638

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

（ 2020年10月1日から
2021年9月30日まで ）

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	15,161,059
売 上 原 価	5,390,835
売 上 総 利 益	9,770,224
販売費及び一般管理費	3,198,212
営 業 利 益	6,572,011
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	997
新株予約権戻入益	11,766
受 取 補 償 金	3,356
雑 収 入	3,037
営 業 外 費 用	
固 定 資 産 除 却 損	2,878
雑 損 失	263
経 常 利 益	6,588,025
税金等調整前当期純利益	6,588,025
法人税、住民税及び事業税	2,365,289
法人税等調整額	△89,074
当 期 純 利 益	4,311,810
親会社株主に帰属する当期純利益	4,311,810

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（ 2020年10月1日から
2021年9月30日まで ）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,503,615	2,493,365	15,459,649	△353	20,456,277
当期変動額					
新株の発行	381,010	381,010			762,020
親会社株主に帰属する当期純利益			4,311,810		4,311,810
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	381,010	381,010	4,311,810	—	5,073,830
当期末残高	2,884,626	2,874,376	19,771,460	△353	25,530,109

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△775	△775	176,546	20,632,048
当期変動額				
新株の発行				762,020
親会社株主に帰属する当期純利益				4,311,810
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	119	119	135,909	136,028
当期変動額合計	119	119	135,909	5,209,858
当期末残高	△656	△656	312,455	25,841,908

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数… 4社

主要な連結子会社の名称

(株)レコフ (株)レコフデータ その他2社

②連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

(2) 会計方針に関する事項

①重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ.有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物附属設備 6年～22年

工具、器具及び備品 2年～20年

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

ロ.無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。

商標権 10年

自社利用のソフトウェア 5年

(社内における見込み利用可能期間)

ハ.リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

②重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③重要な収益及び費用の計上基準

M&A仲介及びアドバイザー業務は、主として株式譲渡・事業譲渡が成立した時点で収益を認識しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

(小規模企業等における簡便法の採用)

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、10年間の定額法によって償却を行っております。

⑥重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑦その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(のれんの評価)

当連結会計年度の連結計算書類において、株式会社レコフの取得時に認識したのれんを967,300千円計上しております。

のれんを評価するにあたり、のれんの減損の兆候の有無を判定し、減損の兆候があると認められた場合、将来キャッシュ・フローに基づいて減損損失の認識の要否を判定しております。減損の兆候には、継続的な営業赤字、使用範囲又は方法についての変更及び経営環境の著しい悪化等が含まれます。なお、当連結会計年度においては減損の兆候はありませんでした。

当該見積りは将来の予測不能な経営環境の変化等により影響を受け、翌連結会計年度以降の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	626,247千円
----------------	-----------

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式				
普通株式	31,210,000株	507,000	—	31,717,000株
合計	31,210,000株	507,000	—	31,717,000株

(変動事由の概要)

増加数の内訳は次の通りであります。

新株予約権の権利行使に伴う新株の発行による増加 507,000株

(2) 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
		当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
第8回新株予約権	普通株式	512,400	—	40,000	472,400	10,305
第9回新株予約権	普通株式	413,400	—	51,400	362,000	12,670
第10回新株予約権	普通株式	564,600	—	382,000	182,600	6,391
第11回新株予約権	普通株式	141,000	—	141,000	—	—
第12回新株予約権	普通株式	238,400	—	14,800	223,600	138,563
第13回新株予約権	普通株式	—	82,600	—	82,600	137,779
第14回新株予約権	普通株式	—	6,700	2,300	4,400	6,745
合計		1,869,800	89,300	631,500	1,327,600	312,455

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等に限定し、資金調達については資金使途に応じて主に銀行など金融機関からの借入による方針であります。

また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リス

クに関しては、営業部門を中心に事前の情報収集を行いリスクの低減を図っております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。営業債務は流動リスクに晒されますが、当社は資金繰表を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

		連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)	現金及び預金	27,261,477	27,261,477	—
(2)	売掛金	192,870	192,870	—
(3)	敷金及び保証金	1,006,257	1,006,257	—
	資産計	28,460,605	28,460,605	—
(1)	前受金	837,590	837,590	—
(2)	未払金	1,638,070	1,638,070	—
(3)	未払法人税等	1,621,250	1,621,250	—
(4)	未払消費税等	440,612	440,612	—
	負債計	4,537,522	4,537,522	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、リスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しております。なお、リスクフリーレートの利率がマイナスの場合は、割引率をゼロとして時価を算定しております。

負 債

(1) 前受金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	(千円)
敷金及び保証金	84,876

敷金及び保証金の一部については、返還期限の見積もりが困難なため、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3)敷金及び保証金」に含まれておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

区分	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	27,259,453	—	—	—
売掛金	192,870	—	—	—
敷金及び保証金	—	170,282	835,975	—
合計	27,452,324	170,282	835,975	—

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 804円92銭
(2) 1株当たり当期純利益 136円65銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

(新型コロナウイルス感染拡大等の会計上の見積りに与える影響)

当社グループにおいては、繰延税金資産の回収可能性の検討及びのれんの評価について会計上の見積りを行うにあたり、新型コロナウイルスの感染拡大による影響が当社グループの業績に与える影響は軽微であるとの仮定を置いております。

貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	25,448,835	流動負債	4,462,686
現金及び預金	25,157,514	未払費用	90,031
売掛金	76,461	前受金	734,258
前払費用	158,402	未払金	1,582,554
関係会社短期貸付金	50,000	未払法人税等	1,618,068
その他	6,458	未払消費税等	432,711
固定資産	5,061,271	預り金	5,061
有形固定資産	116,870	固定負債	5,295
建物附属設備	78,300	長期未払金	5,295
工具、器具及び備品	38,569	負債合計	4,467,981
無形固定資産	3,912	純資産の部	
ソフトウェア	3,912	株主資本	25,729,670
投資その他の資産	4,940,489	資本金	2,884,626
関係会社株式	3,166,749	資本剰余金	2,874,376
関係会社長期貸付金	200,000	資本準備金	2,874,376
繰延税金資産	538,014	利益剰余金	19,971,021
長期前払費用	25,113	その他利益剰余金	19,971,021
敷金及び保証金	1,010,610	繰越利益剰余金	19,971,021
		自己株式	△353
		新株予約権	312,455
		純資産合計	26,042,125
資産合計	30,510,107	負債純資産合計	30,510,107

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（ 2020年10月1日から
2021年9月30日まで ）

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	13,833,234
売 上 原 価	4,684,547
売 上 総 利 益	9,148,687
販売費及び一般管理費	2,282,687
営 業 利 益	6,865,999
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	3,969
新 株 予 約 権 戻 入 益	11,766
受 取 補 償 金	3,356
雑 収 入	5,106
雑 収 入	24,199
営 業 外 費 用	
固 定 資 産 除 却 損	741
雑 損 失	19
雑 損 失	760
経 常 利 益	6,889,437
税 引 前 当 期 純 利 益	6,889,437
法人税、住民税及び事業税	2,358,745
法人税等調整額	△131,178
当 期 純 利 益	4,661,870

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（ 2020年10月1日から
2021年9月30日まで ）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	2,503,615	2,493,365	2,493,365	15,309,150	15,309,150
当期変動額					
新株の発行	381,010	381,010	381,010		
当期純利益				4,661,870	4,661,870
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	381,010	381,010	381,010	4,661,870	4,661,870
当期末残高	2,884,626	2,874,376	2,874,376	19,971,021	19,971,021

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△353	20,305,778	176,546	20,482,324
当期変動額				
新株の発行		762,020		762,020
当期純利益		4,661,870		4,661,870
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			135,909	135,909
当期変動額合計	—	5,423,890	135,909	5,559,799
当期末残高	△353	25,729,670	312,455	26,042,125

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。
尚、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物附属設備 10年～15年
工具、器具及び備品 4年～15年
ただし、2016年4月1日以降に取得した
建物附属設備については、定額法を採用
しております。
- ②無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。
自社利用のソフトウェア 5年
（社内における見込み利用可能期間）
- ③リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引
に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を
ゼロとして算定する定額法によっており
ます。

(2) 引当金の計上基準

- 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、
一般債権については貸倒実績率により、
貸倒懸念債権等特定の債権については個
別に回収可能性を検討し、回収不能見込
額を計上しております。

(3) 有価証券の評価基準及び評価方法

- 関係会社株式 移動平均法による原価法により評価して
おります。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

- M&A仲介及びアドバイザー業務は、主として株式譲渡・事業譲渡が成立した
時点で収益を認識しております。

- (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

5. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額

223,415千円

- (2) 関係会社に対する金銭債権

関係会社短期貸付金 50,000千円

関係会社長期貸付金 200,000千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

売上高 6,656千円

仕入高 24,660千円

営業取引以外の取引

受取利息 2,999千円

その他 4,800千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

	当事業年度期首自己株式数	当事業年度増加自己株式数	当事業年度減少自己株式数	当事業年度末自己株式数
自 己 株 式				
普 通 株 式	398株	—	—	398株
合 計	398株	—	—	398株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

未払事業税	85,549千円
未払社会保険料	11,601 〃
人件費自己否認額	398,584 〃
資産除去債務	36,032 〃
その他	6,246 〃
繰延税金資産合計	538,014千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	㈱レコフ	所有 直接100%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付(注1)	—	関係会社 短期貸付金	50,000
				資金の回収(注1)	50,000	関係会社 長期貸付金	200,000
				利息の受取(注1)	2,999	受取利息	2,999
				データベース利用料(注3)	4,800	雑収入	4,800

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. ㈱レコフに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は10年、1年賦返済としております。なお、担保は受け入れておりません。
 2. 取引金額には消費税等は含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
 3. 子会社と取引をするにあたっては、一般取引と同様に、市場の実勢価格等と比較検討の上取引条件を決定しています。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 811円24銭
 (2) 1株当たり当期純利益 147円74銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

(新型コロナウイルス感染拡大等の会計上の見積りに与える影響)

当社においては、繰延税金資産の回収可能性の検討及び関係会社株式の評価について会計上の見積りを行うにあたり、新型コロナウイルスの感染拡大による影響が当社の業績に与える影響は軽微であるとの仮定を置いております。

独立監査人の監査報告書

2021年11月12日

M&Aキャピタルパートナーズ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三ッ木 最文
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 千足 幸男
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、M&Aキャピタルパートナーズ株式会社の2020年10月1日から2021年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、M&Aキャピタルパートナーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年11月12日

M&Aキャピタルパートナーズ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三ッ木 最文
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 千足 幸男
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、M&Aキャピタルパートナーズ株式会社の2020年10月1日から2021年9月30日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年10月1日から2021年9月30日までの連結会計年度の取締役の職務の執行に関して、監査役全員が協議して監査した結果、全員の意見が一致したので、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査人その他の従業員等と意思疎通を図り、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議ならびに代表取締役との定期会合に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役も兼務しており、子会社の取締役会、月度報告会その他重要会議ならびに代表取締役との会合に出席し事業の報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人（EY新日本有限責任監査法人）が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人（同）からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人（同）から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年11月12日

M&Aキャピタルパートナーズ株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 出川敬司 ㊟

監査役（社外監査役） 藤本幸弘 ㊟

監査役（社外監査役） 中森真紀子 ㊟

以 上

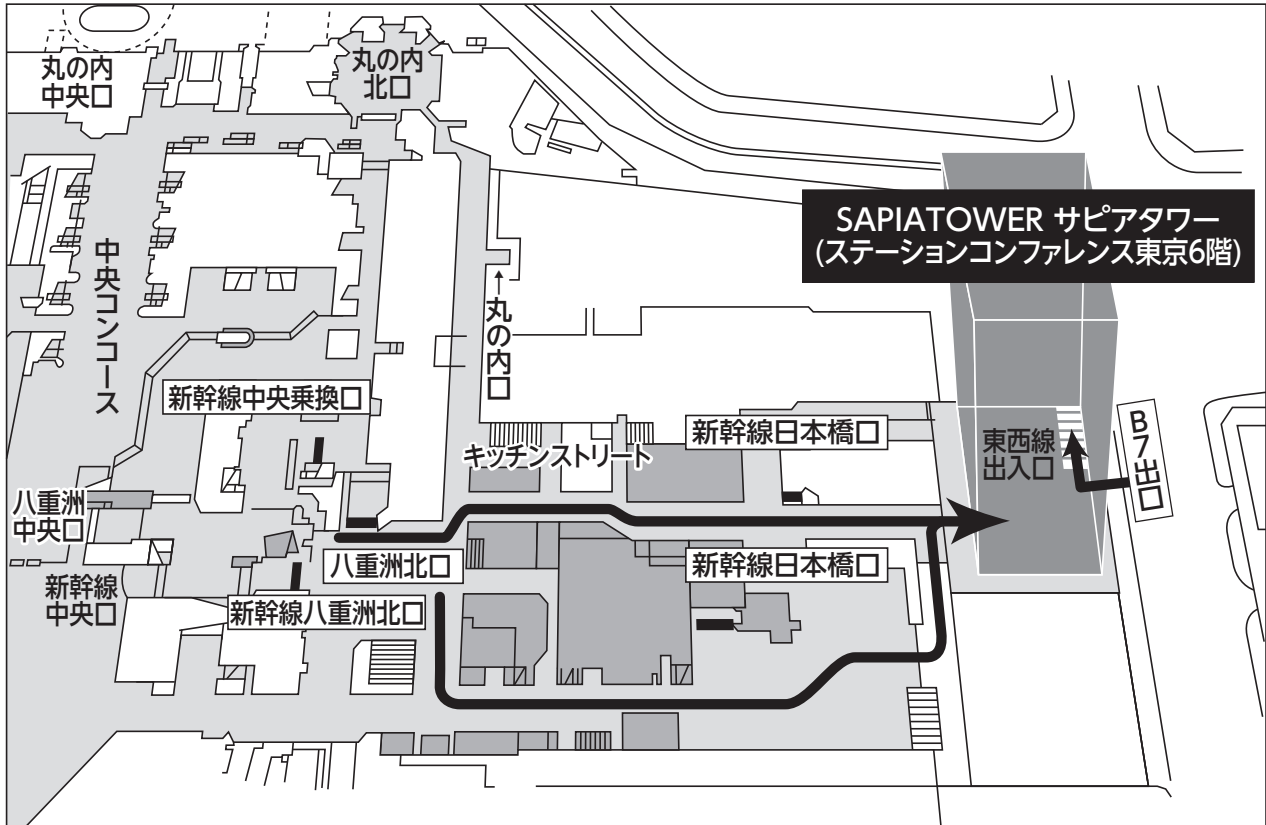
株主総会会場ご案内図

東京都千代田区丸の内一丁目7番12号

サピアタワー6階

「ステーションコンファレンス東京」605会議室

電話 03-6888-8080 (代)



【交通のご案内】

J R 東京駅新幹線専用改札口 (日本橋口)	徒歩 1 分
J R 東京駅八重洲北口改札口	徒歩 2 分
東京メトロ東西線大手町駅 (B 7 出口)	徒歩 1 分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。